

株式会社スタメン

定 款

定款作成日 2016 年 8 月 31 日

定款変更日 2022 年 3 月 25 日

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社スタメンと称し、英文ではStamen Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネット、携帯情報端末を使用した広告、通信販売、ウェブコンテンツ等各種メディアの企画、運営
- 2 インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したデジタルコンテンツ及び情報技術に関する商品とサービスの企画、開発、運営、制作、コンサルティング
- 3 電気通信設備、コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、運営、管理
- 4 人工知能に関する技術の研究、企画、開発、販売、保守
- 5 インターネットによるコミュニティサイトの企画、運営及び管理
- 6 広告及び映像の企画、デザイン、制作
- 7 飲食店、宿泊施設、売店などの運営、管理
- 8 ブライダルに関連する商品の企画、デザイン、販売、制作、媒体の運営
- 9 家具及びインテリア用品の企画、製造、販売、輸出入
- 10 スポーツに関連する企画、施設運営、アドバイス
- 11 健康、美容及びライフスタイルに関する商品の企画、制作、販売
- 12 人材の採用、育成、教育、研修、福利厚生に関連する一切の業務
- 13 有価証券の取得、投資、保有、運用
- 14 古物の売買
- 15 貿易や物流
- 16 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、28,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会に

においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会設置会社)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は 6 名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は 4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、その任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人設置会社)

第 37 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 6 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 第 6 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(電子提供制度に関する経過措置)

第 2 条 変更前定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70

- 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。
 - 3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(株主総会の招集に関する経過措置)

第 3 条 第 12 条 (招集) 第 2 項の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律 (令和 3 年法律第 70 号) 及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当会社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、当該効力発生日経過後、これを削除するものとする。